

# 伝送システム仕様書 インターネット編 新旧対照表

(内容現在 平成30年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 28年 4月	同	平成 30年 4月
2	目次	2.1 システム全体構成	同	2.1 電子証明書の必要性
3	目次	2.3 電子証明書の必要性	同	2.3 システム全体構成
4	1	<p>現行の ISDN 回線による伝送請求は、メール機能を使用してクライアントと国保連合会（介護保険事業所受付システム）間で請求情報等の送受信を行う方式であるが、インターネットによる伝送請求では、クライアントから電子証明書により電子署名された請求情報を受付サーバ経由で国保連合会へ送信する方式に変更となる。</p> <p>また、国保連合会から受付サーバ経由で取得する通知文書情報等は、電子証明書を所有するクライアントのみが受領できるよう暗号化され、電子証明書を所有するクライアントのみが復号できる方式となる。</p>	同	<p>インターネットによる伝送請求は、クライアントから電子証明書により電子署名された請求情報を受付サーバ経由で国保連合会へ送信する。また、国保連合会から受付サーバ経由で取得する通知文書情報等は、電子証明書を所有するクライアントのみが受領できるよう暗号化され、電子証明書を所有するクライアントのみが復号できる。</p>